

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に當るときは、
の翌日)

昭和六十年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◆告示字の区域の変更
- 保険医療機関等の指定
- 保健医等の登録
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 保安林の指定の解除
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画法第六十六条による告示

鳥取県告示第千十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十年七月十一日現在の地番による。)
外江町字西原灘	外江町字道正堀三一八二の六及びこれと一体をなす国有地並びに三一八二の三、三一九〇の三と一体をなす国有地の一部外江町字上原灘三一九五の二から三一九五の四まで、三一九六の二、三一九六の三、三一〇一の一、三一二三及びこれらと一体をなす国有地
外江町字原	外江町字西原灘のうち三二三五の二、三二三六の四、三三四一の二、三三四二の二、三二四二の四、三二四六の二、三二四六の四、三三四七の二の一部、三二四七の六、三二四七の九、三二四九、三二四七の一、三二五一の二の一部、三二五一の三、三二五六の三、三二六六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
外江町字道正堀	外江町字西原灘三二三五の二、三二三六の四、三二四一の二、三三四二の二、三三四二の四、三二四六の二、三二四六の四、三三四七の二の一部、三二四七の六、三二四七の九、三二四七の一、三二五一の二の一部、三二五一の三、三二五六の八及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第千十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十月二十九日

鳥取県知事 西尾邑 次

名稱

樋口医院明治分院

出張診療所

詩曰

山口はるみ歯科医
院

鳥取県告示第千十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十月一十九日

鳥取県知事 西尾邑次

氏名

登録の記号及び番号

登録の年月日

井坂薬局	鳥取市浜坂一三五八一六八	昭和六十年十月十六日	"
院 井崎胃腸科外科医	鳥取市湖山町北二丁目三九	三	
松田小兒科医院	鳥取市大社二二八一一	昭和六十年十月二十一日	
鳥取生協病院附屬 大森生協診療所	鳥取市西品治八二九一一	昭和六十年十月二十八日	
だいせん薬局	米子市皆生一七五〇一五六	"	
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿字 鋤ヶ崎二一五五	昭和六十年十月十六日	
境港ドッグ	昭和六十年十月十五日	昭和六十年十月十五日	
境港市相生町一一八			

吉岡 薫 鳥薬第五八六号

昭和六十一年十月十一日

谷川 正浩 鳥医第三、三三四号

昭和六十一年十月十一日

小林正美 鳥医第三、三三五号

" "

鳥取県告示第千二十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八一二	昭和六十一年十月十九日

鳥取県告示第千二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年九月に収去した

飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

邑

次

農林省告示第5709号

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	取 去 場 所	飼 料 の 名 称	試 驗 結 果 の 概 要												その他の備考
			製 造 年 月 日	粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん酸基性 (%)	水溶性鉄 (%)	ペプシン消化率 (%)	D C P (%)	T D N (%)	M E (kcal/kg)	
袖戸市 日清製粉株式会社 袖戸飼料工場 組合	東伯郡東伯町大字鹿乃558-1 東伯町農業協同組合	日清印子豚用配合飼料 日清印種豚用配合飼料スニードー種豚 日清印ブロイラー後期用配合飼料東伯スーパー馬	60.9 60.8 60.7	16.9 15.8 18.6	4.6 7.0 7.9	2.7 3.2 2.2	5.1 5.1 4.3	1.01 0.88 0.82	0.56 0.52 0.59						
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい二種混合飼料中目	60.8	9.8			1.8									
袖戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場 千葉市 全國酪農業協同組合連合会関東 飼料工場	くみあい標準配合飼料ニューハイブリード72 くみあい標準配合飼料肉牛用やまと育成	60.8	15.9	3.0	4.4	5.3	0.92	0.62							
袖戸市 全国酪農業協同組合連合会 組合連合会 神戸市 全国酪農業協同組合連合会 組合連合会 関西飼料工場	東伯郡東伯町大字保37 大山乳業農業協同組合 マイクスターI ヤングスター 全脂2号ペレット 全脂チャンピオン 脱脂大豆	60.8 60.8 60.8 60.8 60.9	26.7 20.8 19.2 19.2 17.4	5.5 3.8 2.9 2.9 3.0	0.2 3.8 4.4 4.4 5.7	8.4 6.0 6.6 6.6 7.0	1.01 5.8 6.6 6.6 0.67	0.85 0.79 1.07 1.07 0.46							
倉敷市 ニッコー製油株式会社水島工場															

注 1 飼料の名称の欄中「**(●)**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字大阪谷二一五六・二一五七・字本池谷二一

五八（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年七月二十九日鳥取県指令受都計第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市上味野字高原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町大字郡家五八九一四 増井 誠

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年七月二十九日鳥取県指令受都計第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市船木字下西谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市船木一〇八 福田千賀雄
鳥取市船木五五 高田 正男
鳥取市船木一二九 福田 和弘

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次のとおり告示する。

昭和六十年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・十皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

米子市皆生字丸池及び字南谷地内

1 収用の部分

米子市皆生字丸池及び字南谷地内

2 使用の部分

なし